加工食品に使用した大阪エコ農産物への認証マークの使用許諾について

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成３０年３月２８日実施

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　大阪府農政室

第１　目的

　大阪エコ農産物認証事業実施要綱に基づき認証された大阪エコ農産物を原材料に使用した加工食品に認証マークを表示することで、加工食品における大阪エコ農産物の利用促進と認証制度の周知をはかり、大阪エコ農業の振興に資する。

第２　対象とする加工食品

本定めが対象とする加工食品（弁当、総菜は除く）は次の（１）から（３）の全てを満たすものとする。

（１）大阪エコ農産物（複数品目可）を原材料として使用していること

（２）認証マークで表示する農産物については、全量大阪エコ農産物を使用していること

（３）加工食品の原材料重量（水・食塩・糖類・漬物を申請する場合の漬け床の米ぬかを除く)のうち、大阪エコ農産物以外の重量の割合が５％以下であること

第３　認証マーク使用の申請・許諾

　次の（１）から（３）のいずれかを満たす場合に、加工食品への認証マークの使用を希望する者（（１）にあっては栽培責任者、（２）にあっては栽培責任者及び加工業者の両者、（３）にあっては大阪府内の加工業者）は、府あてに認証マークの使用を申請することができる。

（１）大阪エコ農産物生産計画申請書を提出し認証を受けている栽培責任者（以下、

栽培責任者）が、当該大阪エコ農産物を使って自ら加工食品を製造販売する場合

（２）栽培責任者が当該大阪エコ農産物の加工を事業者に委託して加工食品を製造し、販売する場合

　（３）大阪府内の加工業者が、大阪エコ農産物を仕入れて加工食品を製造し、販売する場合

２　上項の申請は様式１号により、栽培責任者にあっては市町村等推進協議会（以下、協議会）を経由して、加工業者については直接府に申請し、使用の許諾をうけること。

３　認証マーク使用の申請時期は、原材料となる大阪エコ農産物の生産計画認証後とする。なお、第３の１（３）の場合は、大阪エコ農産物の仕入契約成立後とする。

４　府は、申請内容について審査し、適正と認められる場合は様式２号により使用許諾の通知を、不適正の場合はその旨を通知する。

第４　認証マークの使用期間

　認証マークの使用期間は、第３の４による使用許諾日から加工食品の製造終了日、または販売終了日のいずれか遅い方の日までとする。

第５　認証マークの表示

認証マークの表示にあたっては、当該加工食品がエコ認証を受けているとの誤認を与えないよう、別紙１のとおり認証マークに大阪エコ農産物の使用に関する説明文を併記すること

２　認証マークは加工食品の製品パッケージの他、製品のPRチラシ、売場のPOP

等で使用できるものとし、申請時にこれらのデザイン、使用場面等を示すこと。

３　認証区分が異なる大阪エコ農産物を原材料にする場合に表示できる認証マークは次の通りとする。

・「農薬化学肥料５割減」と「農薬・化学肥料（チッソ）不使用」または「農薬・化学肥料不使用」が混在する場合は「農薬・化学肥料5割減」の認証マーク

・「農薬化学肥料（チッソ）不使用」と「農薬・化学肥料不使用」が混在する場合は「農薬化学肥料（チッソ）不使用｣の認証マーク

　なお、複数品目の大阪エコ農産物において認証区分が異なる場合においても、上記を準用する。

４　認証マークの使用にあたっては、本定めのほか「大阪エコ農産物『認証マーク』の使用について｣（平成29年1月12日制定）を遵守すること。

第６　申請内容の変更について

以下の事項に関して申請内容に変更があった場合は、速やかに様式３号により変更届を提出（栽培責任者の場合は協議会、加工業者の場合は府）すること。

（１）加工食品の原材料使用割合の変更

　　（２）原材料となる大阪エコ農産物の認証区分の変更等に伴う、加工食品に表示する認証マークの区分の変更

　　（３）認証マークの使用デザインの変更

　　（４）原材料となる大阪エコ農産物の品目変更（追加、削除）及び使用量の概ね2割以上の変更

（５）加工食品の製造量の概ね2割以上の変更

（６）原材料となる大阪エコ農産物を仕入れる場合の仕入先の変更

（７）栽培責任者の変更

（８）製造加工事業所の名称、所在地、製造加工責任者、連絡先の変更

　２　協議会において、原材料とする大阪エコ農産物の栽培状況を確認した結果、生産計画の変更（認証区分、栽培面積の変更）、エコ栽培の中止に該当する事案を確認した場合は、速やかに府へ報告するものとする。

第７　使用中止について

　　認証マークの使用を中止する場合（第３の１で定める加工食品の要件を満たさなくなった場合等含む）は、速やかに様式４号により中止届を提出すること

第８　調査及び報告

　　府は、第３の４により認証マークの使用を許諾した者（以下、使用者）に対し、必要と認められる場合には、認証マークの使用に係る商品等を閲覧し、もしくは提出を求め、もしくは立ち入り等の調査を行う、または指示ができるものとする。

２　認証マークの使用状況等については記録を残し、加工品の生産終了後または認証

日の１年後のいずれか早い方の時期に様式５号により実績報告書を提出すること。

３　その他認証マークの使用状況の報告や加工状況の検査について府から報告を求められた場合はすみやかに応じなければならない。

第９　使用許可の取消

　以下の各号のいずれかに該当する場合は、府はその使用を取り消すことができる。

（１）使用者が本定めに拠らず認証マークを濫用し、大阪エコ農産物認証制度の趣旨が損なわれると認められる場合

（２）使用者からの申請（変更）内容に虚偽があると認められた場合

（３）使用者が第５条の４に違反すると認められた場合

（４）使用者が第８条の１による調査、指示等に従わない場合

（５）使用者が第８条の２による報告の求めに従わない場合

（６）使用者からの報告内容に問題があると認められる場合

（７）認証マークの使用が認められず、今後も使用すると認められない場合

　２　前項により使用許可を取り消した場合は、その後3年間は新たな申請を認めない。

第10　事故、苦情の処理

　　府は、認証マークを使用した商品等に係る事故、苦情（以下、事故等）が発生した場合は、使用者が使用者の責任の下に処理しなければならない。

　２　前項に規定する事故等については、速やかに府に報告しなければならない

　３　第１項に規定する事故等については、府はその責を負わないものとする。

第11　情報の公開

　　府は、大阪エコ農産物認証制度の周知等のため、エコ農産物販売店登録制度における加工品情報として登録し、必要に応じて府ホームページ等の広報媒体において、下記の情報を提供する。

（１）加工食品の商品名

（２）原材料となる大阪エコ農産物の品目名

（３）認証マークの使用者名と連絡先

（４）その他知事が必要と認める事項

第12　大阪産(もん)ロゴマーク使用許可の適用

府は、使用者を大阪産(もん)商標登録ロゴマーク使用管理要領（平成22年4月1日）に規定する大阪産(もん)ロゴマークの使用許可を受けたものとみなす。

２　前項に基づき、府は使用者に対し、大阪産（もん）ロゴマークに係る広報媒体への前条の情報の掲載及び使用者への各種情報提供等について実施できるものとする。

附則

　本定めは平成30年3月28日から施行する。

附則

｢エコ農産物を主原材料とした加工品への認証マークの表示について｣（平成20年3月14日付け農推第2931号　大阪府環境農林水産部農政室長通知）は廃止する。

附則　本定めは令和元年11月６日から施行する。

別紙１

　第５条の１関係



例２）大阪エコ農産物のトマトと

きゅうりを原材料に使用している場合

例１）大阪エコ農産物のトマト

を原材料に使用している場合



大阪エコ農産物の

トマトを使用

大阪エコ農産物の

トマトときゅうりを使用

※当該加工食品のトマトときゅうりは

100％大阪エコ農産物であること

※当該加工食品のトマトは100％

大阪エコ農産物であること

なお、消費者の優良誤認等の観点から、下記のような認証マークの使用は認められません。



**大阪府のおすすめ！**

認証マークの縦横比や色を改変している

エコ農産物の説明文がない・文字が小さ過ぎる・認証マークから離れている

府が加工食品の品質保証や推薦しているかのような表現

**不適正な認証マークの使用例**

大阪エコ農産物

のトマトを使用

大阪エコ農産物

のトマトを使用

第５条の２関係

例４）大阪エコ農産物の農薬・化学肥料（チッソ）不使用と農薬・化学肥料不使用のこまつなを混在して原材料に使用している場合

例３）大阪エコ農産物の農薬・化学肥料５割減と農薬・化学肥料（チッソ）不使用のしゅんぎくを混在して原材料に使用している場合



大阪エコ農産物の

こまつなを使用

大阪エコ農産物の

しゅんぎくを使用



※品目・認証区分別に認証マークを表示することは認めません。

大阪エコ農産物の

こまつなを使用

大阪エコ農産物の

しゅんぎくを使用

大阪エコ農産物の

しゅんぎくとこまつなを使用

例５）大阪エコ農産物の農薬・化学肥料５割減のしゅんぎくと農薬・化学肥料（チッソ）不使用のこまつなを原材料に使用している場合